

建設工事入札執行に伴う最低制限価格の取り扱いについて

(建設工事の場合)

平成29年度に実施します最低制限価格の算出については、県の基準を参考に下記により実施しますので通知します。

◎ 平成29年度の最低制限価格の算出方法

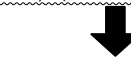
$$\alpha = \frac{\text{【(直接工事費の 95\%)+(共通仮設費の 90\%)+(現場管理費の 90\%)+ (一般管理費等の 55\%)】} \times (1.08)}{\text{(予 定 価 格)}}$$

県：H28.6.1 改正

最低制限価格の算出方法

$$\text{① } 7.0/10 \leq \alpha \leq 9.0/10$$

$$\text{調査基準価格等} = \text{【(直接工事費の 95\%)+(共通仮設費の 90\%)+(現場管理費の 90\%)+ (一般管理費等の 55\%)】} \times (1.08)$$



千円未満 (切り捨て)

$$\text{② } 7.0/10 > \alpha \quad \text{調査基準価格等} = \text{入札書比較価格 (「予定価格」より消費税を除いた金額)} \times 7.0/10 \times (1.08)$$

$$\text{③ } 9.0/10 < \alpha \quad \text{調査基準価格等} = \text{入札書比較価格 (「予定価格」より消費税を除いた金額)} \times 9.0/10 \times (1.08)$$

※最低制限価格の計算について

①の場合、千円未満切り捨てた後に消費税を加算します。

②、③の場合、入札書比較価格 (予定価格の税抜き額) に 7.0/10 もしくは 9.0/10 を掛け、千円未満切り捨てた後に、消費税を加算します。